No.

プロムナード（遊歩道）は施設管轄外
⇒港湾局へお問い合わせください。

撮影可能範囲

店舗内の撮影は、直接店舗へお問い合わせください。

階段 a1（避難階段）	
有効幅	1,590以上
踏 面	270
蹴 上	157.41

階段 a2（避難階段）	
有効幅	1,440以上
踏 面	260
蹴 上	173.81

階段 a3（直通階段）	
有効幅	1,000以上
踏 面	270
蹴 上	177.72

階段特記：踏場幅員は有効幅と同じとする

階段 b1（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 b2（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 c（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 B-1（直通階段）	
有効幅	1,400以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 d（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	179.20

階段 D-3（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 e1（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 E-1（直通階段）	
有効幅	1,400以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 e3（直通階段）	
有効幅	1,200以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段 E-6（直通階段）	
有効幅	1,400以上
踏 面	270
蹴 上	175

階段特記：踏場幅員は有効幅と同じとする

※A棟のＥＶシャフト以外の内装工事はＣ工事とする。

A棟設計図書参照

新港1号線（42条1項1号道路）幅員18m

市金属標 K1
＝設計GL±0＝TP＋2.858

A棟特記
101.内装計画は確設計図書参照。
102.排煙設備は、屋階 ② ④ のいずれかとする。
は後設計図書参照。上工事としては 屋階 ② ④ 1+6.647
103.外部上の工事区分は外部上事参照。
104.アルミサッシの一定面積一定半値以上は日工事とする。

凡例
横浜市事務審査基準一第1号条
：排煙免除規定1
：排煙免除規定2

特記
1. 隣地の水際線プロムナードおよび臨港交通施設道路は、防火上有効な空地のため敷地内に隣地境界線又は道路中心線からの距離の誤れのある部分はない。
2. 設計GL±0＝市金属標K1上＝TP＋2.858
3. KGM±0＝設計GL＋1.6＝市金属標K1上＋1.6
4. 平均地盤面＝KGM＋1.6＝設計GL＋3.00＝市金属標K1上＋3.00
5. 道路斜線制限の適用範囲20m以内に建築物はない。
6. 隣地斜線制限の適用範囲31m以上に建築物はない。
7. 特記なき限り各階床レベルは各階FL±0とする。
8. オーニング および 壁面線は壁面後退線内に設置可能。
9. 特記なき限りピットは全て清水ピットとする。
10. 電柱図上の「 」数字 ※印ですべへべは設計GLからの高低差を示す。
11. 道路境界線および隣地境界線をまたいで高低差はない。
12. 屋階段から屋外に通ずる出口は、屋内扉をサムターンとする。
13. PS、DS は屋外として外床区画とする。
14. 壁面から張出の先端までの出寸法は1m以下とする。但し、オーニングは除く。
15. 各種はすべて「消防法上の無窓階（消防法施行令第16条1項第5項）とする。
16. 2階A～E棟間の渡り廊下の鉄骨部の耐火被覆は不要。
（建築物の防火避難規定の解説2012・P12解説による）
17. 3階B～C棟間の屋根は、C～D棟間の屋根は、E棟北側の庇の鉄骨部の耐火被覆は不要。
（建築物の防火避難規定の解説2012・P12解説による）

消防対応
耐火構造の壁で区画された消防対応の部分は
次のすべてに適合しているものとする。
1. 耐火構造の壁しくは床又は自動閉鎖式の防火戸で区画する。
2. 区画の壁及び天井の室内に面する部分は仕上を準不燃材料以上とする。
3. 区画された部分の床面積が1000㎡以下（東下150㎡以下）とする。
4. 日棟3階、区画内の詳細については下記3図参照とする。
5. 消防隔壁区画図（別紙）の■は、床面積の1/50以上の
排煙上有効な開口を設ける事で室を同一防煙区画とみなす。
6. ※注1：階段で上下階つながる場合は火気使用器具単独で不燃区画を形成する。

凡例
▽ 店舗の各構えの主要な出口
▽ 集金場の出口
◻ 誘導ブロック
◻ 点状ブロック
○MH マンホール：鋳鉄製600φ 防水型
□MH マンホール：SUS製600角 化粧防水防臭型
▼D 横浜市建築基準条例第25条の主要な出入口

凡例 仕上タイプマーク
F 仕上記号
仕上番号

建具マーク
建具材種記号
建具番号

基準線
鉄筋コンクリート
ALCパネル・PCパネル
コンクリートブロック
軽量鉄骨間仕切
軽量間仕切・防易間仕切

略号（一般）
BM ベンチマーク
GL 基準地盤面
FL 各階基準床面
CH 天井高
EV エレベーター
PS 衛生用パイプシャフト
ES 電気用シャフト
DS 空調用ダクトシャフト

防火設備凡例
特定防火設備（常時閉鎖式、令112条第1項一号適合）
特定防火設備（常時閉鎖式、令112条第1項二号適合）
特定防火設備（随時閉鎖式、煙感連動、令112条第1項一号適合）
特定防火設備（随時閉鎖式、煙感連動、令112条第1項二号適合）
特定防火設備（シャッター）（随時閉鎖式、連動連動、令112条第1項一号適合）
特定防火設備（シャッター）（随時閉鎖式、連動連動、令112条第1項二号適合）
防火設備（常時閉鎖式、令112条第1項一号適合）
防火設備（常時閉鎖式、令112条第1項二号適合）
防火設備（随時閉鎖式、煙感連動、令112条第1項一号適合）
防火設備（随時閉鎖式、煙感連動、令112条第1項二号適合）
防火設備（令2条1号の2）
常時閉鎖式不燃扉

排煙凡例
自然排煙 ⇦ 自然排煙窓
機械排煙
① H12告示1436号 第四ハ
② H12告示1436号 第四ニ（一）
③ H12告示1436号 第四ニ（二）
④ H12告示1436号 第四ニ（三）
⑤ H12告示1436号 第四ニ（四）
⑥ H12告示1436号 第四ホ
㋑ 地行令126条の2 1項一号
㋺ 地行令126条の2 1項三号
㋩ 地行令126条の2 1項四号
MV：ターム、EV：ツフト、開放窓、空調機室、DS、ES、PS、SK 出口扉として三とする。

区画凡例
防火区画（乗降建区画）
防煙区画（原則火構造の壁、不燃材料で覆われた壁又は閉仕切壁）
防煙区画（防煙壁）
防火上主要な間仕切壁
延焼のおそれのある部分
耐火構造の壁（消防対応）

竣工図 2016.02.15
工事監理 設計 監修
村山 村山 斎藤

（仮称）ＭＭ21新港地区4街区開発事業新築工事

1階平面図

SCALE 1:200 DATE 2014 — 11 — 19

株式会社 アール・アイ・エー
東京都知事登録 第28153号
RESEARCH INSTITUTE OF ARCHITECTURE

代理者	代表設計者						
山田 実彦	村山 実						

鹿島建設株式会社横浜支店
一級建築士事務所
神奈川県知事登録 第132号

部長	検図	設計責任者	設計担当者	設計担当者
		平田 稔也	平山 実明	吉 真吾
				松川 和弘

DWG A — 022

本図面は建物の維持管理のための参考資料です。建物の現状と図面が完全に一致していることを保証するものではありません。